



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

598	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
599	クリーニング師の研修の指定	(食品・生活衛生課).....	2
600	クリーニング所の業務従事者講習の指定	(").....	2
601	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
602	生活保護法による指定介護機関の休止	(").....	3
603	生活保護法による介護機関の指定	(").....	3
604	生活保護法による施術機関の指定	(").....	4
605	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	4
606	指定自立支援医療機関の変更	(").....	4
607	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	5
608	〃	(").....	6
609	〃	(").....	7
610	〃	(").....	8
611	大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要	(").....	9
612	新六箇井土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	9
613	紀の川土地改良区連合の役員の退任	(").....	9
614	県営土地改良事業計画の決定	(").....	10
615	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	10
616	漁業災害補償法の規定による区域の指定	(水産振興課).....	10
617	平成26年和歌山県告示第666号(漁業災害補償法の規定による区域の指定)の一部改正	(").....	11
618	紀三井寺公園の区域の変更	(都市政策課).....	11

○ 公安委員会告示

18	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	11
20	少年指導委員の委嘱	12

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	13
--	---------------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第598号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年6月29日まで縦覧に供する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年4月27日

2 名称

特定非営利活動法人脳脊髄液減少症患者・家族支援協会

3 代表者の氏名

中井宏

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市弘西104番地

5 定款に記載された目的

本会は交通事故やスポーツ障害若しくは何らかの衝撃を受け、鞭打ち症になった患者（以下患者）に、長期の鞭打ち症を克服した会員が、有効な治療方針を助言し患者の不安をのぞき、患者の健全な生活保持を支援することを目的とする。また、長期に渡る症状の原因として、医学的に「脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群）」という病態が深く関与することがわかってきている。しかし病態の知名度が低いため、検査及び治療を受診できる施設は、ごく限られている現状である。そこで会員同士の相互協力のもと、市民や団体等に助言や協力をする。また、次世代の患者のために完全で安心できる治療システムの確立を支援し、健全な国民生活の確保を応援する。

和歌山県告示第599号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成27年8月23日（日）	和歌山ビッグ愛(和歌山市手平二丁目1-2)

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第600号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

(1) 講習受付期間 平成27年6月1日（月）から同月30日（火）まで

(2) レポート提出締切年月日 平成27年8月5日（水）

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人由良町社会福祉協議会	日高郡由良町吹井80-88	由良町地域包括支援センター	日高郡由良町吹井80-88	地域包括支援センター	平成19.3.31

和歌山県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
医療法人平成会	日高郡美浜町田井31-3-1	ひまわり介護なんでも相談室	日高郡美浜町田井31-3-1	居宅介護支援	平成27.3.1
株式会社楠林箕島電化センター	有田市宮崎町7番地	株式会社楠林箕島電化センター	有田市宮崎町7番地	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成27.3.31

和歌山県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
由良町	日高郡由良町里1220-1	由良町地域包括支援センター	日高郡由良町里1220-1	地域包括支援センター	平成19.4.1
特定非営利活動法人三敬福祉会	紀の川市桃山町市場186番地	特定非営利活動法人三敬福祉会ケアプランセンター	紀の川市桃山町市場186番地	居宅介護支援	平成26.8.15

医療法人南労会	大阪市港区弁天二丁目1番30号	医療法人南労会みどりクリニック	橋本市岸上22-1	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	平成 27.1.6
株式会社サザンクロス	有田市野699	サザンクロスありだ	有田市宮崎町6 有田市立病院管理棟別館2F	居宅介護支援	平成 27.3.1
医療法人南労会	大阪市港区弁天二丁目1番30号	医療法人南労会みどりクリニック	橋本市岸上22-1	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	平成 27.3.30
楠本貴久	田辺市秋津町102-8	楠本薬局	田辺市秋津町102-8	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	平成 27.4.1

和歌山県告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
有柔新 1-26	松田良行	タオ整骨院（柔道整復） 有田郡湯浅町吉川51-41	平成 27.2.24
岩あ新 2-27	石橋優輝	優悠会ひだまりマッサージ治療院（あん摩・マッサージ） 岩出市岡田194-2 ドリーム岩出	平成 27.4.10
有柔新 2-27	楠林真次	楠林鍼灸整骨院（柔道整復） 有田郡有田川町金屋110-3	平成 27.4.17
有は新 5-27	楠林真次	楠林鍼灸整骨院（はり・きゅう） 有田郡有田川町金屋110-3	平成 27.4.17

和歌山県告示第605号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
大東弘治	外科	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	平成 27.4.1

和歌山県告示第606号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
調剤薬局花みかんはるる店	田辺市東陽26-3	医療機関の所在地	田辺市下屋敷町15-9	田辺市東陽26-3	平成27.4.3

和歌山県告示第607号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ西浜店

和歌山県和歌山市西浜940-1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

（変更後）株式会社ヒラマツ 代表取締役 有本隆男

和歌山県和歌山市新中通六丁目15番地

4 変更年月日

平成27年2月21日

5 変更した理由

小売業者変更のため

6 届出年月日

平成27年4月28日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年5月22日から同年9月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第608号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ和歌山店 スポーツデポ・ゴルフ5和歌山店
和歌山県和歌山市北島字鶴ノ島344-1 和歌山県和歌山市狐島字南汐畑691-20

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

宮本興産株式会社 代表取締役 宮本充良
和歌山県和歌山市寄合町44番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 宮本興産株式会社 代表取締役 宮本堯夫
(変更後) 宮本興産株式会社 代表取締役 宮本充良

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

ア 株式会社ニトリ
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

イ 株式会社アルペン
愛知県名古屋市西区児玉三丁目35番18号

(変更後)

ア 株式会社ニトリ
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

イ 株式会社アルペン
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

ア 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

イ 株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

(変更後)

ア 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

イ 株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

ウ 株式会社エディオン 代表取締役 久保允誉
大阪府大阪市北区堂島一丁目5番17号 堂島グランドビル

4 変更年月日

- (1) 平成26年4月30日
- (2) ア 平成24年10月1日
イ 平成19年9月1日
- (3) 平成27年6月26日

5 変更した理由

営業戦略上の理由

6 届出年月日

平成27年4月30日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年5月22日から同年9月24日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第609号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グルメシティ田辺ショッピングセンター
和歌山県田辺市宝来町24-26

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社プラス 代表取締役 野田正史
和歌山県田辺市宝来町17番12号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 寺嶋晋
大阪府吹田市江坂町1-18-10
（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

4 変更年月日

平成27年3月1日

5 変更した理由

大規模小売店舗において小売業者が会社合併したため

6 届出年月日

平成27年5月1日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市産業部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年5月22日から同年9月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第610号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

白浜ショッピングセンター

和歌山県西牟婁郡白浜町1349-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社プラス 代表取締役 野田正史

和歌山県田辺市宝来町17番12号

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 寺嶋晋

大阪府吹田市江坂町1-18-10

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

4 変更年月日

平成27年3月1日

5 変更した理由

大規模小売店舗において小売業者が会社合併したため

6 届出年月日

平成27年5月1日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課(田辺市朝日ヶ丘23-1)
白浜町観光課(西牟婁郡白浜町1600番地)

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成27年5月22日から同年9月24日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第611号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)松源橋本林間店
和歌山県橋本市三石台一丁目2番3外6筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成27年和歌山県告示第134号
- 3 意見の概要
環境基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み、周辺的生活環境に影響を与えないよう努めてください。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課(橋本市市脇四丁目5番8号)
橋本市経済部商工観光課(橋本市東家一丁目1番1号)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成27年5月22日から同年6月22日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第612号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員(平成27年4月14日退任)

職名	氏名	住所
理事	島本幸治	和歌山市狐島493番地

和歌山県告示第613号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員(平成27年4月14日退任)

職名	氏名	住所
監事	島本幸治	和歌山市狐島493番地

和歌山県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業横垣大池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年5月25日から同年6月19日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課及び日高川町農業振興課

和歌山県告示第615号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年5月11日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年6月4日まで縦覧に供する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第7号-1	西牟婁郡白浜町平字岩本1258外7筆
平成27年度第7号-2	西牟婁郡白浜町内ノ川字狼谷426

和歌山県告示第616号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により単位漁場区域を次のように定める。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第114条第3号に掲げる養殖業

（養殖業の種類）

小割り式二年魚または養殖業、小割り式三年魚または養殖業、小割り式四年魚または養殖業及び小割り式五年魚または養殖業

名 称	単位漁場区域
第46浅海	和特区第724号特定区画漁業権の漁場の区域

第16中の島	和特区第726号特定区画漁業権の漁場の区域
第15前の浜	和特区第727号特定区画漁業権の漁場の区域
第36大島	和特区第728号特定区画漁業権の漁場の区域
第17水谷	和特区第729号特定区画漁業権の漁場の区域
第1大島	和特区第747号特定区画漁業権の漁場の区域

和歌山県告示第617号

平成26年和歌山県告示第666号（漁業災害補償法の規定による区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第114条第3号に掲げる養殖業の表中「及び小割り式四年魚くろまぐろ養殖業」を「、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業」に改める。

和歌山県告示618号

昭和51年和歌山県告示第787号（都市公園の設置）で設置した紀三井寺公園の区域を次のように変更するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 紀三井寺公園

2 位置

(1) 追加する部分 和歌山市紀三井寺字樋先及び樋先畑、布引字角太地内

(2) 削除する部分 なし

3 区域 別添図面のとおり

4 変更後の区域の供用開始の期日 平成27年5月22日

（「別添図面」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に備え置いて40日間縦覧に供する。）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第18号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成27年5月22日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型）			
技能検定員審査（中型）			
技能検定員審査（普通）			
技能検定員審査（大特）			

技能検定員審査 (大自二) 技能検定員審査 (普自二) 技能検定員審査 (牽 [けん] 引) 技能検定員審査 (大型二種) 技能検定員審査 (中型二種) 技能検定員審査 (普通二種)	技能検定に関する技 能及び知識	平成27年6月17日(水)から同月1 9日(金)までの間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査 (大型) 教習指導員審査 (中型) 教習指導員審査 (普通) 教習指導員審査 (大特) 教習指導員審査 (大自二) 教習指導員審査 (普自二) 教習指導員審査 (牽 [けん] 引) 教習指導員審査 (大型二種) 教習指導員審査 (中型二種) 教習指導員審査 (普通二種)	教習に関する技能及 び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成27年5月25日 (月) から同年6月1日 (月) までの毎日 (ただし、日曜日及び土曜日を除く。) 午
 前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書 (申請場所で所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当
 する者であることを証する書面

エ 写真 (申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上
 三分身、無背景のもの) 1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

14,950円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和27年和歌山県条例第40
 号) で定める額

イ 技能検定員審査手数料

23,450円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課教習所係 (電話073-473-0110 内線363)

和歌山県公安委員会告示第20号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第38条第1項の規定による
 少年指導委員について次のとおり告示する。

平成27年5月22日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

1 辞職した少年指導委員

氏名	連絡先	活動区域

杉本登	新宮市緑ヶ丘三丁目2番57号 新宮警察署 生活安全刑事課	新宮警察署管内
-----	---------------------------------	---------

2 委嘱した少年指導委員

氏名	連絡先	活動区域
坂下正明	新宮市緑ヶ丘三丁目2番57号 新宮警察署 生活安全刑事課	新宮警察署管内

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・2・4号有本中島線、3・3・9号大橋島崎町線、3・2・14号本町和歌浦線、3・4・17号砂山手平線、3・5・20号本町線、3・5・21号雄湊高松線、3・4・23号紀三井寺駅前線、3・3・24号中平井線、3・7・25号北島湊線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課